（銀行・証券監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例）

第四条　銀行・証券監督局総務課信用機構対応室は、第九条第十四項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

2　銀行・証券監督局総務課信用機構対応室は、第九条第十四項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、令附則第五条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

（銀行・証券監督局総務課企画官等並びに主任統括検査官等の所掌事務の特例）

第五条　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第九条の規定の適用については、同条に定める事務には、銀行等保有株式取得機構に係る事務を含むものとする。

2　令附則第五条第二項に規定する政令で定める日までの間、第九条の規定の適用については、同条に定める事務には、株式会社産業再生機構に係る事務を含むものとする。

3　令附則第五条第四項に規定する政令で定める日までの間、第九条の規定の適用については、同条に定める事務には、株式会社地域経済活性化支援機構に係る事務を含むものとする。

4　令附則第五条第五項に規定する政令で定める日までの間、第九条の規定の適用については、同条に定める事務には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る事務を含むものとする。

（銀行・証券監督局総務課金融証券検査官の設置期間の特例）

第六条　第九条第一項の金融証券検査官のうち一人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（資産運用・保険監督局総務課金融証券検査官の設置期間の特例）

第七条　第十三条第一項の金融証券検査官のうち四人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第二条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監査証明の手続） **第三条**　［略］ ［2・3　略］ 4　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。ただし、第五号に掲げる基準は、次項の規定により適用される場合に限る。 ［一～五　略］ 5　［略］	（監査証明の手続） **第三条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。ただし、第五号に掲げる基準は、次項の規定により適用される場合に限る。 ［一～五　同上］ 5　［同上］

（監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例）

第六条　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第四項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

2　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第四項各号及び前項に掲げる事務のほか、令附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］